

2007年12月12日
東日本旅客鉄道株式会社

ＪＲ東日本におけるＡＴＳの整備拡大について

当社は、これまでにＡＴＳ - ＰやＡＴＳ - ＰsをはじめとするＡＴＳの設置拡大や機能向上を計画的に進めてまいりました。

このたび、2006年7月1日に施行された「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」の改正(以下、「省令改正」)などを受け、新たに分岐器や線路終端部などへのＡＴＳの整備拡大を図ることと致しましたのでお知らせいたします。

1. 分岐器

分岐器における速度超過対策は、ＡＴＳ-ＰやＡＴＳ-Ｐsの整備にあわせて実施してきました。省令改正以前に378駅において整備を完了し、さらに169駅において整備をすすめております。今回、省令改正などに伴う見直しにより、新たに278駅への整備を行うこととしました。これにより2015年度までに、あわせて825駅の整備を完了させる予定です。

2. 線路終端部

線路終端部における速度超過対策は、ＡＴＳ-ＰやＡＴＳ-Ｐsの整備にあわせて実施してきました。省令改正以前に38駅において整備を完了し、さらに24駅において整備をすすめております。今回、省令改正に伴う見直しにより、新たに1駅への整備を行うこととしました。これにより、2015年度までに、あわせて63駅の整備を完了させる予定です。

3. 下りこう配

今回、省令改正に伴い、下りこう配での速度超過対策としてＡＴＳ-ＰやＡＴＳ-Ｐsの整備を新たに実施することとし、2015年度までに1,528箇所への整備を完了させる予定です。

曲線部について

「急曲線に進入する際の速度制限に関する対策」(平成17年5月2日 国鉄施第29号)に基づく緊急整備箇所63箇所については、2005年度末までにＡＴＳの整備を完了しております。

これと並行して、緊急整備箇所以外について当社独自の基準を定め、さらに837箇所への整備を進めてきており、2009年度末までにあわせて900箇所への整備を完了させる予定です。なお、この当社の整備基準は省令改正の基準を既に満たしており、今回、新たな計画はありません。